

# 全養協通信

平成26年6月11日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全国の会員施設にお送りしています

## 《トピックス》

1. 決算書類等のインターネットによる公表を義務化
2. 第三者評価受診率は49.8%
3. アトム基金へ寄付金をいただきました
4. 全社協・全養協からのお知らせ

## 《同封物一覧(会員施設)》

1. 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(厚生労働省通知)、及び関係資料

## 1. 決算書類等のインターネットによる公表を義務化

～厚労省が社会福祉法人の認可に係る通知を改正～

厚労省は、平成26年5月29日付雇用均等・児童家庭局長他2局長連名による「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」を発出し、①「現況報告書」を統一様式とし、エクセル等の電子ファイルで所轄庁へ提出を求めること、②貸借対照表および収支計算書も同様に、電子ファイルで所轄庁へ提出を求めること、③「現況報告書」、貸借対照表および収支計算書は、各法人がインターネット上で公表すること、(以上、一部経過措置あり)等を通知しました。施行は本年4月1日とし、平成25年度決算から適用することとしています。(全文は、追って本会ホームページへ掲載予定です)

改正の趣旨として、税制優遇等の公的助成を受けている社会福祉法人は、国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することが責務である、との考え方が示されています。

以下、通知改正のポイント、公表が求められる情報の範囲等について、お知らせします。

### (1)通知改正のポイント

#### 〔趣旨〕

○社会福祉法人は、税制優遇等の公的助成を受けており、国民に対し経営状態を積極的に公表し、その透明性を確保することは責務。

#### 〔主な改正内容〕

##### 1. 「現況報告書」の様式・提出方法の改正

(1)従来、様式例として定めていた「現況報告書」を、統一の報告様式とする。

#### 現況報告書項目概要

- I 基本情報＝法人名、所在地、代表者名等
- II 事業＝社会福祉事業、公益事業、収益事業等

Ⅲ 組織＝理事・監事・評議員の資格や報酬等、施設長名、職員人数、理事会・評議員会・監査会の開催状況

Ⅳ 資産管理＝財産の状況

Ⅴ その他＝情報公開・外部監査・第三者評価の状況

法人の経営状況(総括表)

1. 法人単位の資金収支の状況 (※新会計基準適用法人のみ記載)

2. 法人単位の事業収支の状況 (※新会計基準適用法人のみ記載)

3. 法人単位の資産等の状況 (※新会計基準適用法人のみ記載)

4. 積立金の状況

5. 関連当事者との取引の状況

6. 地域の福祉ニーズへの対応

(2)「現況報告書」は、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁へ提出を求める。

(3)貸借対照表および収支計算書も、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁へ提出を求める。

ただし、H25決算分に限り、次の取扱いとする。

①新会計基準に移行済で、電子ファイル(エクセル形式)での提出が可能な会計システムを使用する法人は、電子ファイル(エクセル形式)で提出。

②新会計基準に移行済で、電子ファイル(エクセル形式)での提出ができない会計システムを使用する法人は、電子ファイル(PDF形式)又は書面での提出を認める。

③新会計基準に移行していない法人は、各法人が適用する会計基準による貸借対照表および収支計算書を、電子ファイル(PDF形式)又は書面で提出することを認める。

※H26年度決算以降は、全ての法人が①による取扱いとなる。

## 2. 「現況報告書」の公表

(1)「現況報告書」は、所定の様式により、エクセルまたはPDF形式の電子ファイルにて、インターネット上で公表することを義務付ける。

※現況報告の記載事項には、代表者の年齢や住所等の個人情報、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表にあたっては、個人・利用者の安全に支障をきたす恐れのある事項を除くなどの対応を行うこと。(注:平成23年9月1日付で児童福祉法施行規則の一部改正が行われ母子生活支援施設等の位置情報提供について見直しが行われている。)

(2)貸借対照表および収支計算書は、上記1. (3)①に該当する法人は、エクセル又はPDF形式の、上記1. (3)②③に該当する法人は、PDF形式の電子ファイルにて、インターネット上で公表することを義務付ける。

(3)ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人は、所轄庁がそのホームページに当該法人の現況報告書等を公表する。

## (2) 添付書類と公表が求められる書類

	現況報告書添付書類(様式)	公表が求められる書類
新会計基準移行法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書 (第1号の1)</li> <li>・資金収支内訳表 (第1号の2)</li> <li>・事業区分資金収支内訳表 (第1号の3)</li> <li>・拠点区分資金収支計算書 (第1号の4)</li> <li>・事業活動計算書 (第2号の1)</li> <li>・事業活動内訳表 (第2号の2)</li> <li>・事業区分事業活動内訳表 (第2号の3)</li> <li>・拠点区分事業活動計算書 (第2号の4)</li> <li>・貸借対照表 (第3号の1)</li> <li>・貸借対照表内訳表 (第3号の2)</li> <li>・事業区分貸借対照表内訳表 (第3号の3)</li> <li>・拠点区分貸借対照表 (第3号の4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書 (第1号の1)</li> <li>・資金収支内訳表 (第1号の2)</li> <li>・事業活動計算書 (第2号の1)</li> <li>・事業活動内訳表 (第2号の2)</li> <li>・貸借対照表 (第3号の1)</li> <li>・貸借対照表内訳表 (第3号の2)</li> </ul>
旧会計基準法人	上記の新会計基準様式に相当する書類	上記の新会計基準様式に相当する書類

## (3) 社会福祉法人新会計基準における各様式の情報の範囲

様式	書類名	情報範囲	勘定科目
第1号の1	資金収支計算書	法人全体	大区分のみを記載
第2号の1	事業活動計算書		中区分まで記載
第3号の1	貸借対照表		
第1号の2	資金収支内訳表	法人全体(社会福祉事業、公益事業、収益事業別)	大区分のみを記載
第2号の2	事業活動内訳表		中区分まで記載
第3号の2	貸借対照表内訳表		
第1号の3	事業区分資金収支内訳表	拠点区分別	大区分のみを記載
第2号の3	事業区分事業活動内訳表		中区分まで記載
第3号の3	事業区分貸借対照表内訳表		
第1号の4	拠点区分資金収支内訳表	1つの拠点を表示	小区分まで記載
第2号の4	事業区分事業活動内訳表		中区分まで記載
第3号の4	拠点区分貸借対照表		

## 2. 第三者評価受審率は49.8%

～厚労省が社会的養護施設の第三者評価受審状況を調査～

平成24年度より3年に1度の受審が義務づけられた第三者評価制度について、平成24、25年度の2ヵ年で受審を終えた児童養護施設は296施設、全体の49.8%となっています(厚労省調べ)。残り半数の施設については、今年度中の受審が求められます。お早めに各地の評価機関へ連絡をとるなど、今年度中の受審のためのお手続きをお願いします。

	児童養護	乳児院	情短	児童自立	母子
H24・25に受審を終えた施設の割合	49.8%	50.0%	52.6%	34.5%	40.9%

## 2. アトム基金へ寄付金をいただきました

～アトム基金助成事業により退所児童の就学を支援～

本会では、児童養護施設退所児童の就学を支援するため、平成21年度より「アトム基金進級応援助成事業」を毎年実施しています。これは、高等学校卒業後に大学等へ進学した児童が、2年次目以上に進級した際に助成を行うものです。

この助成事業は、(株)手塚プロダクションおよび(株)セディナより、平成16年度から継続的にいただいている寄付金(アトム基金)を元を実施していますが、今年度も両社から約350万円のご寄付をいただきました。

これで、両社からの寄付金の累計額は3,000万円を超え、同助成事業により助成を受けた児童も約400名(H21～H25実績)となりました。



〔贈呈式で目録をいただく平井副会長（中央）〕



### ◆アトム基金◆

(株)手塚プロダクションと(株)セディナが提携し、「鉄腕アトム」誕生のメモリアルカードとして、平成15年4月に「アトムカード」(提携ブランド:MasterCard)が誕生しました。この「アトムカード」には、“子どもたちの夢を形にする”、“子どもたちの未来づくりに何らかの役に立ちたい”という手塚治虫氏の想いが込められており、社会貢献のために、カード利用額の0.3%が寄付されるという仕組みが取入れられています。両社の代表者で構成される「アトムカード委員会」で寄付先が協議され、一部を全養協にご寄付いただいています。

(株)手塚プロダクションHP

<http://tezukaosamunet.jp/index.html>

(株)セディナ(アトムカード)HP

<http://www.oedyna.co.jp/card/lineup/detail/atom/>

## 3. 全社協・全養協からのお知らせ

### (1)「永年勤続職員表彰」の募集について

児童養護施設に20年以上勤務している職員に対し、本会会長による感謝(感謝状と記念品の贈呈)を行います。各施設長におかれましては、該当する職員について、所定の様式によりご報告くださいますようお願いいたします。

ご案内の文書を、別途お送りしております(6月5日付)ので、ご確認ください。

## (2)「児童文化奨励絵画展」作品の募集

「第34回児童文化奨励絵画展」の作品を募集します。入選作品については、10月に京都で行われる第68回全養研協(京都大会)にて、発表・展示を行います。

ご案内の文書を、別途お送りしております(6月5日付)ので、ご確認ください。

## (3)「松島賞」対象研究の募集

「第37回児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)」の対象となる研究を募集します。松島賞は、児童養護施設職員による優れた実践研究を称えるもので、受賞者・団体には副賞として10万円が授与されます。

ご案内の文書を、別途お送りしております(6月5日付)ので、ご確認ください。

## (4)研修会等のご案内

名称	開催日	会場
第68回全国児童養護施設長研究協議会	10/28～30	ANAクラウンプラザホテル京都他
全国児童養護施設中堅職員研修会	H27. 1/13～15	全社協
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会	(西日本) 9/4～5 (東日本) 12/4～5	大阪ガーデンパレス 全社協
ファミリーソーシャルワーク研修会	H27. 2/12～13	TOC有明

## (5)新規開設施設の情報をお知らせください

新規開設した施設(予定含む)の情報がございましたら、都道府県協議員を通じ、事務局までお知らせください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。